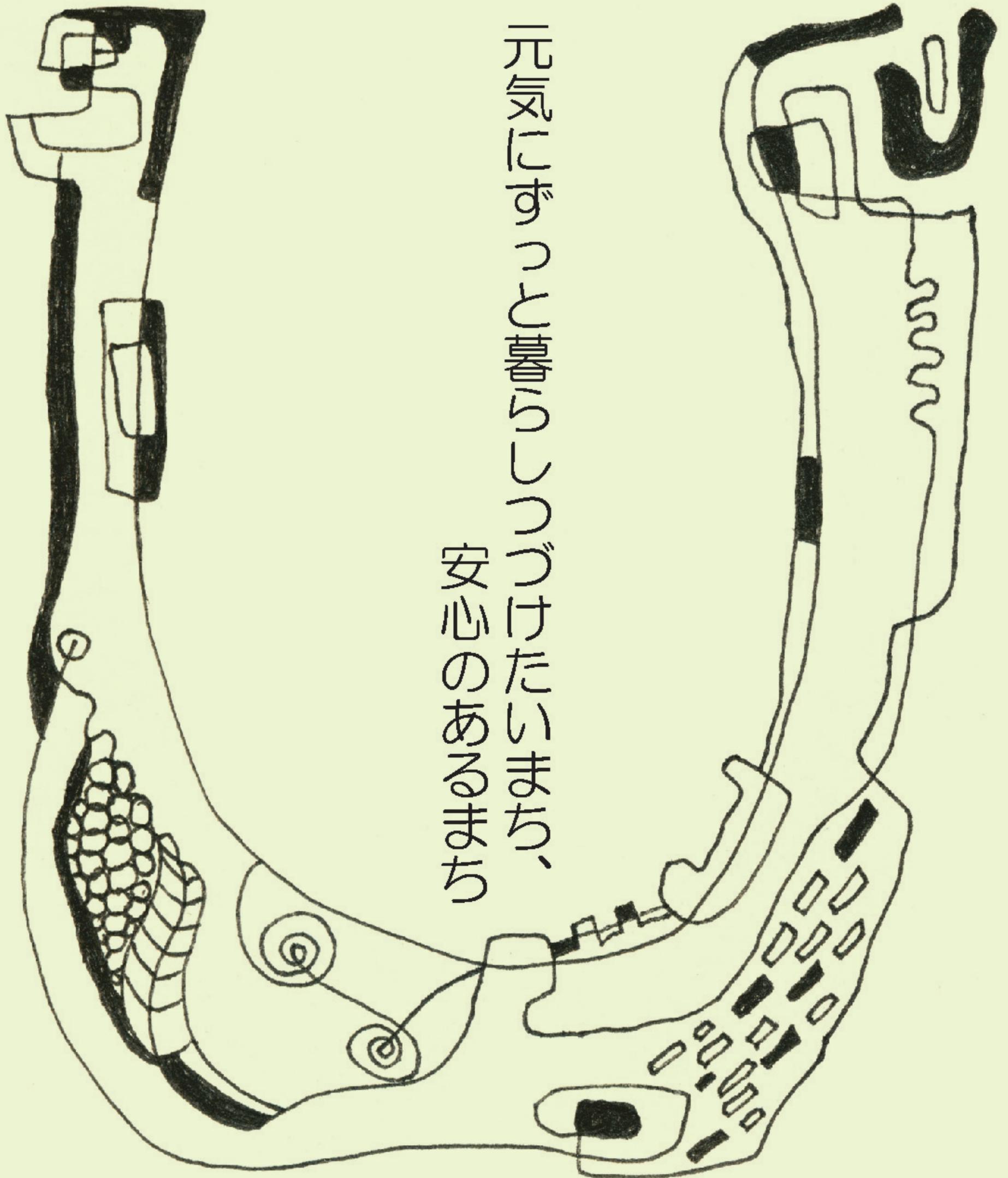


# 多治見市福祉基本条例・第2期多治見市地域福祉計画

## 概要版



# 基本理念

市民一人ひとりがその人らしい生き方を、その人の意思によって選択し決定できる社会の実現こそ私たちが目標とする社会福祉の姿です。市民のだれもが、人としての尊厳を持ち、家庭や地域の中で、いつまでも安心して幸せに暮らしつづけられるよう、「多治見市福祉基本条例」「多治見市地域福祉計画」では次の8つを基本理念としています。

## すべての市民が

### ① 個人として尊重される社会

個人の基本的権利が大切にされる社会づくりのため、個々人の自己決定に関する権利が尊重され、それに基づく社会参加ができること、そして、その基礎として理解や思いやりが持てる社会をめざします。

### ② 偏見を持たず、差別しない、差別されない社会

個々人の様々な違いにより偏見や差別をしない、されない社会づくりのため、一言でいえば、心のバリアフリーを進めるといえることです。他者を理解し、社会生活や日常生活において、他者に配慮することができる社会をめざします。

### ③ 生きがいをもてる社会

子どもから大人まで、どんな立場にある人も生きがいを持てる社会づくりのため、日常生活はもとより社会生活においても様々なことに主体的に取り組み、充実した生活を送ることができる社会をめざします。

### ④ 健やかに暮らせる社会

子どもから大人まで、どんな立場にある人も、身体的にも精神的にも健康である社会をめざします。健康は、福祉のまちづくりにおいて重要な視点の一つです。

### ⑤ 地域で生活し続けることができる社会

住み慣れた地域で生活し続けることができるというのは、人の一生のどの段階においても、どんな状況においても地域での生活が保障されているということであり、そうした社会をめざします。

### ⑥ 相互に支え合い連帯する社会

他者への理解とともに福祉のまちづくりへの理解を基礎に、地域住民がつながりを持ち、思いやりを持って共に支え合い、助け合うことが必要であり、そうした地域福祉活動を推進できる社会をめざします。

### ⑦ 安心して生活できる社会

日常生活又は社会生活において、物理的、制度的、情報伝達、人の意識においてバリアフリーであること、安全な生活を送ることができること、また、福祉サービスについても、安心してサービスを受けられる社会をめざします。

### ⑧ 福祉のまちづくりに参加する社会

市民、事業者、市がそれぞれの責務と役割を認識し、福祉のまちづくりに参加できること、またとりわけ市民の福祉への理解を基礎に地域福祉活動に積極的に参加できる社会をめざします。

# 福祉のまちづくりの推進

福祉のまちづくりは、市民、事業者、市が地域社会の一員として自らの役割と責任を自覚し、協働して人づくり、しくみづくり、社会基盤づくりを行う地域福祉活動を通じて実現できるものです。

## 「地域福祉」とは

人がお互いの多様性や個性を認め合い、共に生きていけるまちづくりを進めるという考え方のもとに、市民がお互い手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助けあい、その人らしい充実した生活がおくれるような地域社会を基盤とした福祉のことです。

## 「自助」・「共助」・「公助」の協働

### 「自助」

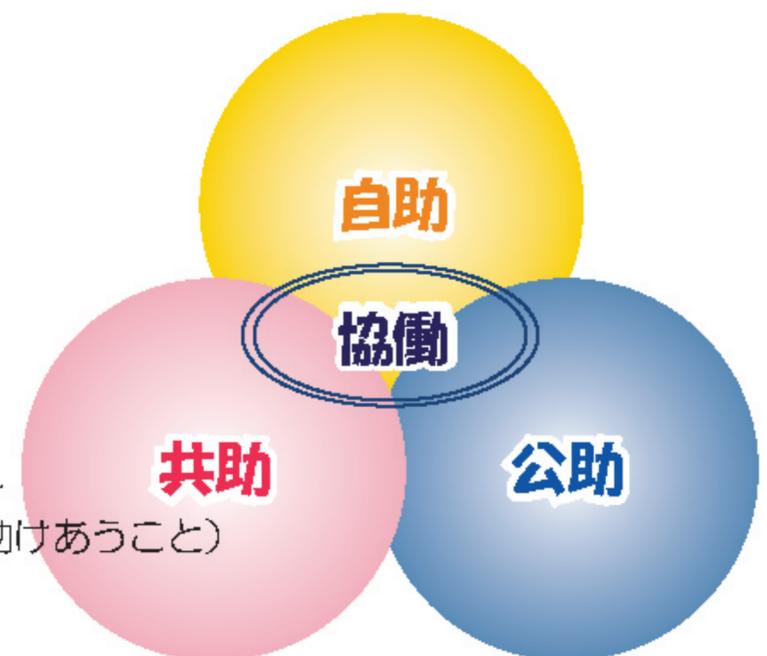
- 個人や家族による支えあい・助けあい  
(自分でできることは自分ですること)

### 「共助」

- 地域社会における相互扶助  
(隣近所や友人、知人とお互いに支えあい・助けあうこと)
- 地域活動、地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え  
(地域ぐるみで福祉活動に参加し、地域全体で支えあい・助けあうこと)

### 「公助」

- 保健・福祉・医療などの施策に基づく公的な制度としてのサービス提供  
(行政でなければできないことは、行政がしっかりとすること)



## 市民・事業者・行政の協働

「協働」とは、それぞれの主体（市民、ボランティア団体、NPO、民間事業者、社会福祉協議会、行政等）が、対等かつ自由な立場で、それぞれの違いや個性、社会的役割を踏まえて、共通の目的達成のために、共に取り組む関係をいいます。

地域福祉の推進における「協働」では、地域の中で様々な福祉サービスが効果的に展開されることはもとより、市民をはじめとして、自治会、ボランティア、NPO、福祉関係団体等の地域に関わる様々な地域福祉の担い手が連携することにより、地域での課題を解決する取り組みを進めていきます。

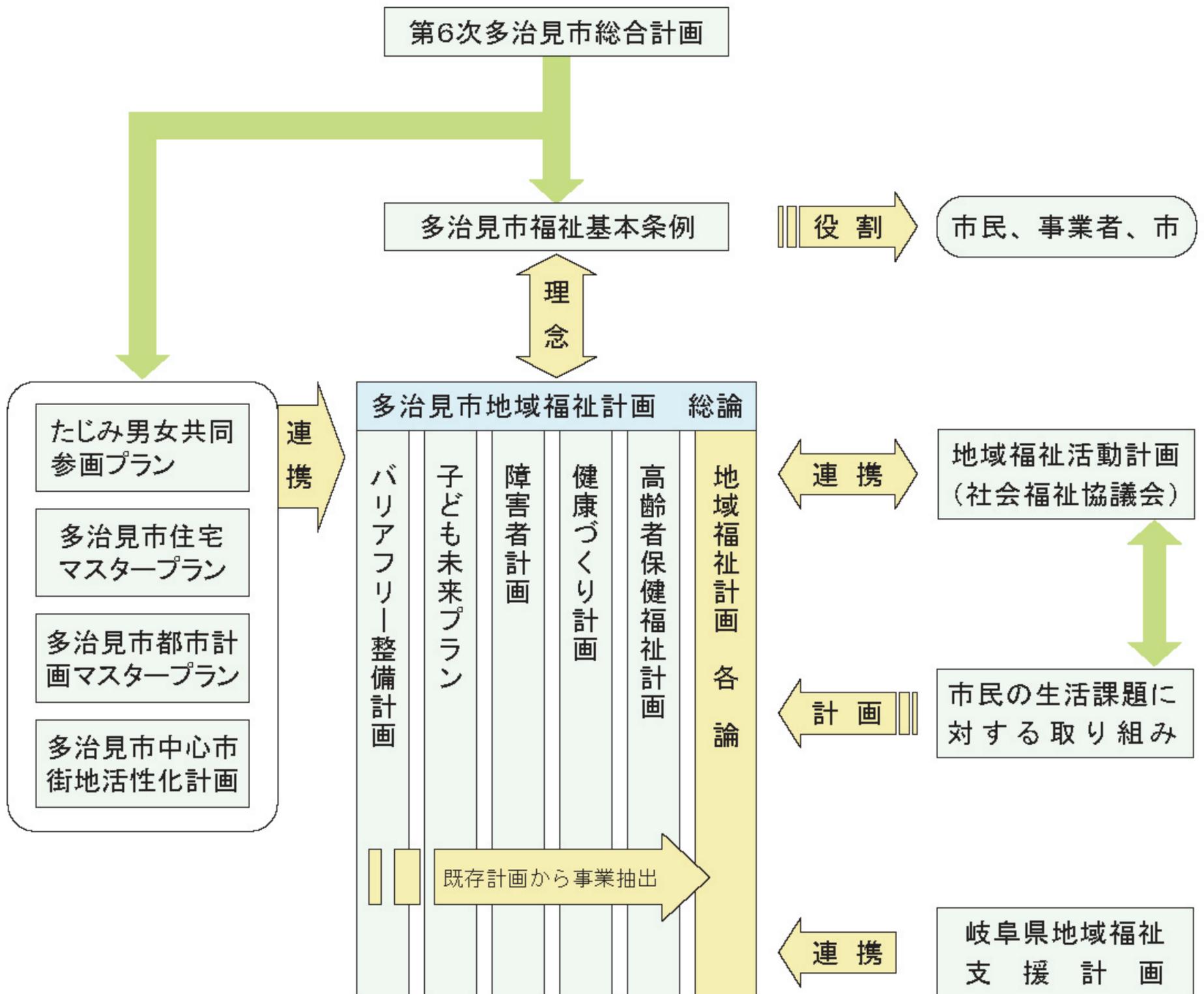
これらの地域福祉推進の担い手に対し、行政は様々な支援や協力を行います。

また、社会福祉協議会は、地域住民への総合的支援や福祉コミュニティの形成を推進する役割を果たします。

# 計画の位置づけ

本計画は、「第6次多治見市総合計画」を上位計画とし、「多治見市高齢者保健福祉計画」、「多治見市健康づくり計画」、「多治見市障害者計画」、「たじみ子ども未来プラン」、「多治見市バリアフリー整備計画」等の関連計画の内容を包含する保健福祉施策の総合的な計画部分（総論）と、地域福祉を推進するための具体的施策と目標を示した実施計画部分（各論）により構成されています。

また、「たじみ男女共同参画プラン」、「多治見市都市計画マスタープラン」等の他分野の行政計画、平成20年度に多治見市社会福祉協議会が策定した「たじみ地域福祉プラン21（地域福祉活動計画）」、市町村の地域福祉の推進を広域的に支援する「岐阜県地域福祉支援計画」と連携、整合を図ったものとなっています。



# 第2期多治見市地域福祉計画

## 1. 計画期間

計画期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間です。しかし、この計画期間にこだわらず社会情勢の変化や市民の意向等に応じて必要な見直しを行います。

## 2. 基本目標

計画の基本目標は、「元気にずっと暮らしつづけたいまち、安心のあるまち」の実現とします。

## 3. 基本方針

第2期地域福祉計画では、次の5つを基本方針として事業に取り組んでいきます。

### ◆ 地域社会の尊重

地域ごとの実状や課題を把握し、その特性を尊重して事業を展開することで、それぞれの地域や家庭において安心して生活できる地域づくりをすすめます。

### ◆ 主体的選択

すべての市民が必要とするサービスを自ら選択して決定できるような仕組みづくりを構築し「制度を十分利用しながらそのひとらしく生きること」をめざします。

### ◆ 生活関連分野の連携

身近な地域で総合的な相談が受けられ、個人にあった適切なサービスが受けられるよう、保健、福祉、医療をはじめ、住宅、就労、教育等の生活関連分野が相互に連携を保つため計画の総合化をめざします。

### ◆ 市民・事業者・市の協働

福祉のまちづくりは、市民、事業者、市の三者が、それぞれの責務を自覚し、協働して地域福祉活動を行うことにより達成されます。このため市は、市民、事業者、ボランティア、NPO法人などの民間の活動と協働して、人づくり、仕組みづくり、社会基盤づくりをすすめます。

### ◆ 市民主体・市民参加

市民が地域福祉に対する理解と関心を深め、地域福祉の担い手として、地域に暮らす市民が中心になり、自らの思いを責任を持って実現することにより、地域福祉の向上をめざします。

# 重点施策

「市の取り組み」「市民の取り組み」「事業者の取り組み」を明らかにし、三者が一体となり、協働して地域福祉を推進します。それぞれの主な取り組みは次のとおりです。

## 1. 地域福祉の理解の促進と充実

地域にある身近な生活課題や福祉課題に対する問題意識や情報をお互いに共有し、解決のために地域みんなで協働し、人のつながりを強め、地域を活性化するために情報提供や福祉教育を推進するとともに、安全な地域社会づくりに努めます。

### ● 市

- 広報紙、ホームページなどで、保健、福祉、医療に関する情報を提供します。
- おとどけセミナーや総合学習により福祉学習を進めます。
- 民間事業者と連携し、就労支援を行います。
- 行政、ボランティア、地域が連携して活動できる災害対策体制を確立します。

### ● 市民・事業者

- 積極的に活動に参加することで、市民相互の情報交換を行います。
- 自主的な学習や体験により、福祉に対する正しい知識を得るように努めます。
- 事業者は、就労機会を提供し、高齢者、障がいのある人等の雇用に努めます。
- 社会福祉協議会、民生児童委員、福祉委員、事業者等はお互いに連携し、声かけ、見守り、安否確認活動を行います。

## 2. 市民活動の促進

市民が主体的に地域福祉活動に参加したり、ボランティア活動やNPO法人を設立しての活動など、幅広い市民参加による活動が展開できるように支援します。また、地域での交流事業の実施や、地域活動のリーダー育成を行い、地域福祉を推進します。

### ● 市

- 地域、ボランティア、事業者が福祉活動に取り組むための相談を行います。
- 食生活や健康づくりに関する市民の取り組みを支援します。
- 地域単位での福祉活動やシニアボランティアの活動を支援します。
- たじみ子ども会議等の運営に関わることにより、次世代のリーダーを育成します。

### ● 市民・事業者

- 市民生活の課題を解決するための方策を関係機関とともに考え、活動につなげます。
- 地域でのボランティア活動に子どもから高齢者まで積極的に参加します。
- 社会福祉協議会は、地域で気軽に参加できるひまわりサロン（障がい者サロン、高齢者サロン、子育てサロンなど）の設置運営を支援します。
- 社会福祉協議会は、研修会等の実施により、より専門的な職員を養成します。

### 3. サービスの利用促進

保健、医療、福祉サービスを必要としたとき、市民一人ひとりがサービスを自ら選択し、サービスを安心して利用できるようにするために、相談支援体制を整備するとともに、安心してサービスが利用できる仕組みをつくります。

#### ● 市

- 障がい者（児）の各ライフステージに応じた相談ができるよう、障がい者生涯支援システムを整備します。
- 発達障がいのある人の相談に対応できるよう関係機関と連携します。
- 地域福祉計画評価委員会において、健康福祉に関する計画の進捗状況の点検、評価を行います。
- 市が指定する地域密着型サービス事業者に対する指導、監査を計画的に実施します。

#### ● 市民・事業者

- 保健福祉サービスについて情報収集し、必要に応じてサービスを活用します。
- 元気にずっと暮らすために、かかりつけ医師、歯科医師、薬局を持ちます。
- 社会福祉事業者は専門的知識を活用し、地域に密着した相談活動を行います。
- 社会福祉事業者は、事業の適正な運営を図るため第三者評価を実施します。

### 4. 生活環境の整備

高齢者、障がいのある人等をはじめ、だれもが安心して快適に暮らしつづけるためには、施設のバリアフリー化、移動手段の確保、住宅整備など、地域において自立した生活を営むことができるよう生活環境の整備に努めます。

#### ● 市

- ユニバーサルデザインの製品や考え方について、広報等により情報提供します。
- バリアフリー推進市民委員会により、施設等のバリアフリーの整備、点検、評価を行います
- 多治見市養護老人ホーム「多容荘」について民間活力による事業の継続を図ります。
- 障がい者のグループホーム、ケアホームの整備を支援します。

#### ● 市民・事業者

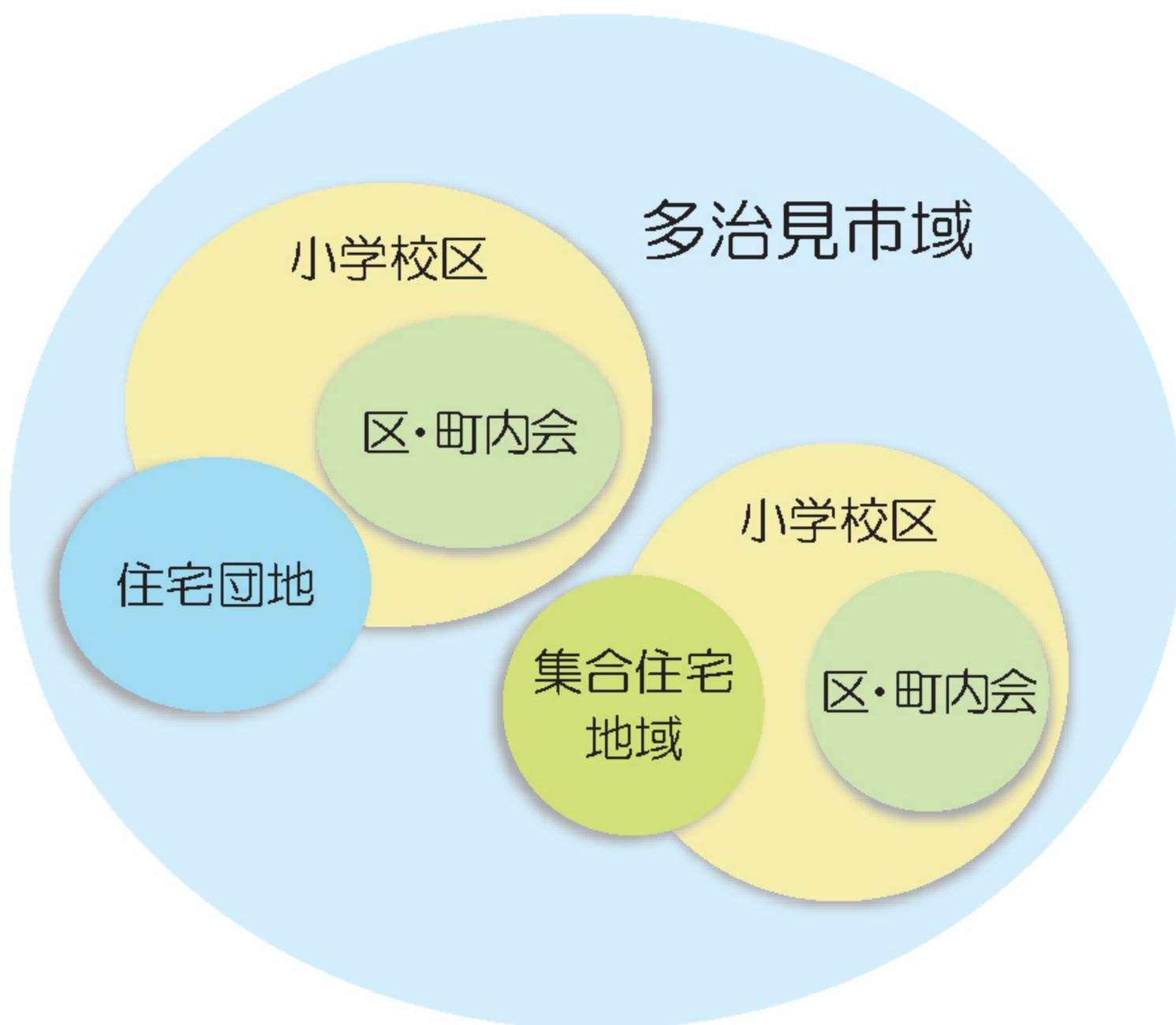
- 障がいや障がいのある人を正しく理解し、行動ができるように「こころのバリアフリー」を進めます
- 事業者は、福祉環境整備指針の遵守に努め、バリアフリー・ユニバーサルデザインを視点にした施設整備に努めます
- 事業者は、高齢者、障がいのある人が公共的施設を安全に使えるよう、人的な支援に努めます。

# 地域福祉計画における「地域」の考え方

地域福祉計画は、多治見市全域を対象とした計画ですが、実施する項目によっては、生活により身近な地域である「小学校区」「区・町内会」での対応が必要な場合もあります。

また、多治見市には、多くの住宅団地や多治見駅周辺にはアパート・マンション（集合住宅）が密集する「住宅団地及び集合住宅の多い地域」があります。

さらに小学校区ごとの人口構造をみると、養正小学校区、昭和小学校区、笠原小学校区などの「高齢化率の高い地域」、共栄小学校区、小泉小学校区などのように「年少人口の多い地域」についても活動の単位として、地域福祉活動に取り組んでいきます。



## 福祉基本条例・地域福祉計画に関する問い合わせ先

多治見市役所 健康福祉部 健康福祉政策課 政策グループ

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地

TEL 0572-22-1111 【内線 1271・1273】 FAX 0572-23-8577

E-mail [fukusi1@city.tajimi.gifu.jp](mailto:fukusi1@city.tajimi.gifu.jp)